

● 各種問合せ先

管轄	名称	電話番号	実施日・実施時間	所在地	最寄駅/備考
市	経済労働局労働雇用部 労働相談窓口	044-200-2272	月～金 10:30～13:00 / 14:00～17:00	川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階	川崎駅
	中原区役所地域振興課 労働相談窓口	044-744-3156	月～金 8:30～12:00/13:00～15:00	中原区小杉町3-245 中原区役所4階	武蔵小杉駅
	キャリアサポートかわさき 総合相談窓口	044-811-6088	月～土 9:00～12:00/13:00～17:00 火曜日は20:00まで	高津区溝口1-6-10 てくのかわさき5階	武蔵溝ノ口駅 面談は要予約
県	かながわ労働センター本所	045-662-6110	月～金 8:30～12:00/13:00～17:15 火曜日は19:30まで	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ 2階	石川町駅
		045-633-6110	日 9:00～12:00/13:00～17:00		
	かながわ労働センター川崎支所	044-833-3141	月～金 8:30～12:00/13:00～17:15	高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	武蔵溝ノ口駅
	かながわ労働センター県央支所	046-296-7311	月～金 8:30～12:00/13:00～17:15	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	本厚木駅
	かながわ労働センター湘南支所	0463-22-2711	月～金 8:30～12:00/13:00～17:15	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	平塚駅
国	川崎南総合労働相談コーナー (川崎南労働基準監督署)	044-244-1271	月～金 8:30～17:15	川崎区宮前町8-2 川崎南労働基準監督署内	川崎駅
	川崎北総合労働相談コーナー (川崎北労働基準監督署)	044-820-3181	月～金 8:30～17:15	高津区溝口1-21-9 川崎北労働基準監督署内	武蔵溝ノ口駅
	横浜駅西口総合労働相談コーナー	045-317-7830	月～金 11:00～18:30	横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル11階	横浜駅
	労働条件相談ほっとライン	0120-811-610	月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00		電話のみ

※各機関の電話番号等は変更になる場合もありますので、ご利用の際はご注意ください。

このリーフレットを
スマホで見たい



もっと詳しく知りたい
「働くためのガイドブック」

発行:川崎市経済労働局労働雇用部 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル6階

TEL 044-200-2276

FAX 044-200-3598

監修:川崎地域連合(連合神奈川)

印刷:株式会社東邦プラン



はたらくためのリーフレット

若者向け

既読 8:36

バイトはじめて今日で1年!
やっと時給上がった😊

おめでとう🎉
で、時給いくらになったの?

8:49

既読 8:58

920円💰

やったね!

既読 8:58

え!?
それって最低賃金以下じゃん笑

9:05

9:30

ガーン

最低賃金

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度で、正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関係なく、基本的にはすべての労働者が対象となります。毎年10月頃改正されます。

平成28年10月1日から 神奈川県最低賃金 (時間額)

930円

東京都最低賃金 (時間額)

932円

賃金支払いの5原則

使用者は賃金を

①通貨で

②直接労働者に

③全額を

④毎月1回以上

⑤一定日に

支払わなければならない。

知っておこう! 労働条件

使用者(店長などの雇い主)は、労働者が仕事を始める前に労働条件を明示することが義務付けられています。特に、**賃金・労働時間・休日など、働く上で重要な情報は書面でもらって保管**しておきましょう。



知っておこう! 就業規則

就業規則は10人以上の労働者がいる会社は必ず作成し、掲示、書面の交付などの方法で労働者に周知しなければなりません。

- ①労働時間、休憩時間、休日・休暇のこと ②賃金に関すること(金額、計算の方法、支払日など)
- ③退職に関すること など ※労働条件や会社のルールが記載されています。



知っておこう! 労働時間・休憩時間

労働時間

原則 **休憩時間を除き1日8時間以内 1週40時間以内**

※これを超えて働く場合は、労使協定(三六協定)が必要です。
また、超過勤務に対しては、割増賃金が支払われます。
※18歳未満の時間外・休日・深夜労働は禁止されています。

割増賃金率	
時間外労働	25%以上
休日労働	35%以上
深夜労働(午後10時~午前5時)	25%以上

休憩時間

1日の労働時間が
●**6時間**を超える⇒**45分以上** ●**8時間**を超える⇒**60分以上** の途中休憩が必要

三六(さぶろく)協定とは、労働者に残業をさせるときに、会社と労働者(労働者の過半数を代表する者)との間で結んでおかなければならない約束のことです。労働基準法第36条が根拠となっていることから、このように呼ばれています。



質問 1 決められたシフトの前後に、店長の指示で、開店準備や後片付けをさせられているのですが、その分の時給がもらえません!

答え 法律上、使用者(店長などの雇い主)の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です!



質問 3 アルバイトを始めるときに決めた曜日や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません。

答え シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です。決められた曜日や時間を無視し一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう!また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずに店長などによく相談しましょう。



質問 2 アルバイトでも有休が取れるって本当ですか?

答え 年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方の違いに関係なく、次の条件を満たす場合、取ることができます。

週1日以上または年間48日以上勤務する方で、雇われた日から6ヶ月以上継続勤務し、決められた労働日数の8割以上出勤した方

●年次有給休暇の日数(週5日以上又は週の所定労働時間数が30時間以上の勤務の場合)

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

●年次有給休暇の日数(週4日以下かつ週の所定労働時間数が30時間未満の勤務の場合)

週の所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

こんなときは?



質問 4 クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりすると弁償させられるのですか?

答え 法律上、売れ残りを買う義務はありません!基本的に賃金から自動的に天引きすることもできません。また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合がありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。



質問 5 アルバイトを辞めさせてもらえません。「辞めるなら代わりにアルバイトを連れてこい」と言われます。

答え アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申し入れをすれば、2週間経てば辞めることができます。ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

